平成２３年（フ）第３２７号
埼玉県熊谷市原島207番地７
債務者　新田亜香里
１　決定年月日時　平成23年８月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８０４号
千葉県習志野市実籾１丁目７番16号
債務者　松戸　英之
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１２号
千葉県市原市西広550番地２
債務者　伊藤　桂助
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２９号
千葉市花見川区検見川町２丁目453番地１ジュネス新検見川202号、申立時の住所千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番15棟202号
債務者　鶴岡　雪江（旧姓夏井）
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８６４号
千葉県市川市行徳駅前３丁目６番１―406号太洋マンション
債務者　太田英美里（旧姓澤）
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７２号
千葉県船橋市海神１丁目４番16号グリーンコーポ101号
債務者　北村　　翔
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９１号
千葉市花見川区幕張本郷１―34―17プロプリエテシラトリ203、住民票上の住所千葉県市川市南行徳１丁目２番13―306号　プライムＮＳ
債務者　佐々木　充
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９４号
千葉市中央区塩田町313番地　キャロットハウス203号
債務者　山本麻衣子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０３号
千葉県八千代市村上2022番地６　アートピア103号
債務者　外山　陽之
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２６号
千葉市稲毛区山王町10番地21
債務者　高野江里子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９２５号
名古屋市中区古渡町19番３号　有雅荘１階１号
債務者　会田憲太郎こと　會田憲太郎
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５４号
愛知県岡崎市北野町字畔北59番地　サープラスワン本田202、旧住所愛知県岡崎市北野町字西野山17番地　サープラスワンちひろＢ―202
債務者　河野　英之
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
堺市堺区一条通11番13号
債務者　和地　喜弘
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
堺市堺区一条通11番13号
債務者　和地　道子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
堺市南区若松台２丁１番４―511号、前住所堺市西区神野町２丁７番35号
債務者　藤本　笑子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
堺市中区陶器北757番地　206号、前住所堺市西区鳳南町２丁71番地
債務者　西元智起こと　西元　智起
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係